

行政手続法における申請に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

1. 申請とは、私人が法令に基づき、行政庁の許認可等自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為であるが、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすることは努力義務である。
2. 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかを判断するための審査基準を定めなければならない、行政上特別の支障の有無にかかわらず、これを公にしておかなければならない。
3. 申請が行政庁の事務所に到達した場合、行政庁は遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。
4. 申請が形式上の要件に適合しない場合、行政庁は申請者に対し、まずは相当の期間を定めてその補正を求めなければならない、補正を求めた後でなければ、申請により求められた許認可等を拒否することはできない。
5. 行政庁は、申請者の求めがなくても、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示さなければならない。

争議行為に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。ただし、争いがある場合は判例・通説による。

1. 労働組合員の一部集団が組合の承認を得ないで独自に行ういわゆる山猫ストは、正当な争議行為と解されている。
2. 他の労働組合の労働争議を支援することを目的とする同情ストは、ストライキを行う労働組合自身にとって団体交渉による解決可能性をもたないとしても、正当性が認められる。
3. 労働組合が配転命令の撤回を要求し、配転対象者をストライキ要員として指名ストを行う場合、それにより配転命令の拒否という争議行為の目的を達成することになるので、正当性は認められない。
4. 労務の不完全な提供である怠業は、作業能率を低下させるにとどまる限りは正当な争議行為であるが、それを超えて、機械や製品を破壊するなど積極的に使用者の財産権を侵害する場合は正当性が否定される。
5. 争議行為の予告は必須であるため、予告を経ない争議行為は、争議行為の予測可能性や使用者の被った損害などにかかわらず、直ちに正当性が否定される。